

書 評

久留島陽三著『地代論研究』（ミネルヴァ書房、
1972年刊）を読んで

漆 原 綏

1

マルクスが、『資本論』の第三部第六篇のところで展開している地代論は、たんに純理論的な意義をもっているだけでなく、農業問題と農業政策の解明にとっても、きわめて重要な理論的基礎の1つを提供するものとなっている。土地の私有は、いかに農業の順調な発展をさまたげているか、土地私有の廢絶＝土地の国有化の地代論的な意義はどこにあるのか、また、わが国の農業に関していえば、農地改革によって広汎に創出された零細な土地所有の歴史的特徴はどこにあるのか、その止揚＝解決の具体的な方法はどのようなものであるべきかなどの解明にとって、それは不可欠な理論的基礎をなしている。このような意味で、わが国では、第2次大戦前から、地代論の研究が精力的に行なわれてきており、多岐にわたる論点について活発な議論が展開されている。

久留島陽三氏の『地代論研究』は、マルクスやレーニンなどによって発見され発展せしめられたマルクス主義地代論の正確かつ忠実な解釈・整理を行なうとともに、その上に立って、地代論研究史における主要な論点のいくつかに対して積極的に意見を提出しようとしたものであって、その点ですぐれた業績であるといわなければならない。

本書の構成は次のようになっている。

序編 問題の限定

第一章 『資本論』体系における地代論の位置

第二章 地代論の成立過程

第三章 地代論に関する従来の学説

第一編 差額地代

第一章 差額地代の一般概念

第二章 差額地代の第一形態(差額地代I)

第三章 差額地代の第二形態(差額地代II)

第二編 絶対地代

第一章 絶対地代の成立条件

第二章 絶対地代形成のメカニズム

第三章 謬見

補論 資本主義的地代の発生史

第三編 地代範疇の揚棄と土地国有

第一章 絶対地代の揚棄と土地国有

第二章 差額地代の揚棄と全人民的所有

第四編 総括と結論

しかし、われわれの率直な感想をいえば、本書には、なお今後、氏の教示を期待しなければならぬ点がいくつか含まれているように思われる。そこで、それらの点について簡単にのべることにしよう。

2

氏は、本書において、宇野弘蔵氏、大内力氏および日高晋氏らの、いわゆる「宇野理論」に立脚する地代論の批判を試みている。周知のように、近年、「宇野理論」によるマルクスの『資本論』の一定の改作が、価値論や相対的過剰人口論や恐慌論などの多くの分野にわたって行なわれているが、地代論の領域においてもそれは例外ではない。久留島氏は、「宇野理論」にもとづく地代論をとりあげ、マルクスの地代論と対比しながらその誤りや矛盾点を明らかにしようとして試みている。例えば、宇野氏が、原理論では、地代論のあとに利子論を位置づけて展開すべきであるとのべていることに対しては、久留島氏は、「範疇序列に関する一つの方法論的見地を示」したものであるが、しかし、そうすると、「土地価格、すなわち、資本化された地代の説明ができなくなる」ことになるとして、その矛盾をつき、また、理論的には、資本の運動の中から土地所有が必然的に措定されることになるとする大内氏の奇妙な考え方に対しては、「そもそも、資本の形成そのものが、土地所有の独占を一主要要素とするものであって、大内氏がいわれるように、『土地所有が資本によって必然

的に指定される』ようなものではない」とのべて反論している。さらに、氏は、差額地代の理論的な展開は、下降序列（第1形態の場合）と収穫逡減（第2形態の場合）とに限定すべきであるととく大内氏の見解をとり上げ、「しかし、収穫逡増の場合にも、仮りに、新しい、より生産性の高い資本が追加投資され、その資本投下が、追加的需要よりも多くのものを供給するとすれば、一部の、あるいは、追加的需要の大きさの如何によっては全部の、生産性の小さい資本が投下されなくなる筈である」というマルクスの『剰余価値学説史』における一文を援用しつつ批判し、また、絶対地代と独占地代との区別を無意味であるとする大内氏や日高氏の見解の誤りを指摘している。

たしかに、これらの批判は、マルクスの理論の正しい解釈の上に立ってのものである以上、基本的には正しいものであるというべきであろう。しかし、「宇野理論」に立脚する地代論の誤りは、いうまでもなく、経済学の方法に関するその全く恣意的で、概念論的な考え方に根ざしている。だから宇野氏らの経済学の方法の根本的な誤まりを批判し、そこから出発して、地代論の誤謬性を指摘しないでは、批判は決して有効であるということにはならないであろう。もちろん、本書は地代論の研究であるから、そこまで期待することは不適當であるように考えられるかもしれないが、しかし、それをしないでは、批判は有効なものとはならないのではないかと思われる。

3

いうまでもなく、『資本論』における地代論の展開に際しては、資本主義的生産関係に従属・適応せしめられたものとしての近代的土地所有形態が前提されている。しかし、このことは、資本の自由な発展——資本主義の枠内での自由な発展——に対する土地所有の対立的な作用をなんら否定・排除するものではない。このような資本の自由な発展に対する土地所有の対立的な作用は、資本主義的地代としての差額地代と絶対地代、およびこの地代の転化形態としての土地価格を通してあらわれるのであって、『資本論』における地代論のところでは、この点が非常にしばしばとりあげられ問題とされている。（もちろん、『資本論』では、資本主義的生産関係に土地所有が従属・適応するという側面が主側面をなしており、その対立的な作用の側面は、まだ、従属的側面としてのみ、考察されているにとどまっているが。）この対立的な作用は、ごく簡単にいえば、次のようになるであろう。すなわち、土地の

(1) 『資本論』では、資本に従属したものとしての土地所有が前提されているとはい

上での資本投下の進行につれて(すなわち、農業生産力の向上にともなって)、差額地代は、増大する(大いの場合に)。エンゲルスは、『資本論』のなかで土地への追加投資の増大につれて、若干の例外を除いて、差額地代は増大するものであると指摘している。⁽²⁾土地の上での資本蓄積の進行につれて、絶対地代もまた増大する。なぜなら単位面積当りの土地への投下資本額が大きくなるのだから。さらに、差額地代と絶対地代の増大につれて当然に、地代の転化形態としての土地価格も騰貴する。資本主義の発展につれて一般的な利率が低下する傾向にある。だから、なおさら土地価格は騰貴する。だが、今度は反対の作用があらわれる。土地の上での資本投下の進行の結果としての地代や土地価格の増大・騰

え、このことは、資本の自由な発展にたいする土地所有の対立的作用をなら排除・否定するものではない。この対立的作用が存在するからこそ、資本は土地所有を自己に従属させるのであって、この資本による従属ということのなかに、土地所有の対立的作用ということが含まれている。事実、資本主義地代の典型としての差額地代や絶対地代は、資本にたいする土地所有の従属を経済的に表現するものであるが、この両地代は、ともに、あれこれの方法を通して、資本の自由な発展をさまたげるのである。

とはいえ、われわれの解釈によれば、『資本論』は、マルクスの当初の経済学体系の執筆プランでいえば、資本に関する法則を純粹にとり出すことを目的としている。だから、そこでは、資本に対する土地所有の従属が主側面をなしている。そして、もう一方の対立的作用の側面は、この主側面に従属しているものとして、土地所有が資本の支配下に服しているという限界内での対立として、したがってまた、両者は内的な対立関係にあるものとして叙述されるにとどまっている。これは、しかし、資本主義にとっては、完成された理想的な状態ではあるが、現実ではない。資本に対する土地所有の内的対立は、マルクスの当初の執筆プランでいえば、「資本、土地所有、賃労働」の箇所ではじめて外的対立として、したがって、現実的なものとして展開されることができる。この箇所では、資本と土地所有とはあるがままの外的な対立関係にあるものとして、前者への後者の従属化の過程は、すでに完成したものとしてではなく、これから実現されるものとして、とらえられる。すなわち、ここでは、資本は、一方ではいかに古い土地所有と出合い、その圧迫・妨害を受けているか、それにもかかわらず、いかに資本は、他方ではこの古い土地所有と闘争しつつ時々刻々それを自己に適應する所有形態につくりかえていくか、という現実過程が論ぜられるのである。『資本論』で展開されている抽象的な法則の現実過程、現実過程においてとらえられた抽象的な法則性が論ぜられるのである。

- (2) Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 25, Institute für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1964, SS. 734-736. ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス=レーニン主義研究所編集, 岡崎次郎訳『カール・マルクス=フリードリッヒ・エンゲルス全集』第25巻第2分冊, 大月書店, 1968年, 932-934ページ。

(3) 貴は、土地の上でのより以上の資本蓄積の進行を、したがって農業生産力の向上をさまたげるのである。それらは、順調な農業資本の蓄積、順調な農業生産力の向上を阻害する原因として作用するのである。このような土地所有の対立的な作用は、多くの方法を通してあらわれる。(1)土地改良の阻止と地力の緊張—搾取。地代がたえず増大する見込みのあるところでは、地主は、借地契約をできるだけ短縮し、借地資本家の超過利潤をいち早く地代に転化しようとする。このために、借地資本家は、本格的で半永久的な効果のある土地改良—灌漑排水施設のような—をしないで、一時的な効果しかない技術—化学肥料や農薬の多投のような—の採用にもっぱら努めることになる。このことは、労働力の緊張とともに、土地を極度に緊張させ、地力の衰えをひどくする。都市の資本が地力を搾取するとすれば、土地所有もまた、同じことをするのである。(2)土地への資本投下の阻止。絶対地代が土地の上への資本投下の制限を通して生ずるものであることはいうまでもない。しかし、差額地代もまた、このような作用を営む。この典型的な事例を、われわれは、優等地において収穫通減の追加投資が行なわれ、しかも農業生産物の一般的な生産価格が不変であるような場合に見出すことができる。差額地代の存在は、この追加投資をはるかにせまい限界内におしこめるのである。(3)農業生産物価格の騰貴。地代はまた、農業生産物の価格を引上げ、あるいは、それが本来ならもっと低下するであろう水準よりも高いところに維持するという役割を演ずる。絶対地代が、農業生産物の価格をその生産価格よりも高く、価値の水準(あるいは生産価格と価値との間のある水準)に保つものであることはいうまでもないが、差額地代もまた、このような役割を演ずる。それは、例えば、農業生産物に対する需要が増加しつつある事情のもとで、(イ)優等地において生産性の低下する追加投資が行なわれるような場合、(ロ)最劣等地において生産性の向上あるいは低下する追加投資が行なわれるような場合に生ずる。農業生産物価格の騰貴は、人民大衆の農業生産物の消費を抑制し、したがって、農業生産物の市場を縮小させることによって、農業の発展をさまたげる。それはまた、しばしば低賃金と低地代を武器とする後進国の安価な農業生産物の競争にさらすことによって、先進国の発展しつつある農業生産力を(一時的に)破壊する。(4)土地価格による農業資本の搾取。いうまでもなく、土地自身

(3) もちろん、ここでも、地上のあらゆるものがそうであるように、事態は二面的であることに注意しなければならない。すなわち、資本主義のもとでは、地代の増大傾向は、必然的にその反対傾向を—たえざる地代の減少の傾向をともなっているということである。(Ibid, SS. 735-736. 同上書, 933-934ページ。)

は価値をもたない。したがって、農業資本家が土地の購入のために支出した貨幣は、それだけ、かれの価値増殖のために投下すべき本来の資本を縮減することになる。

このような資本に対する土地所有の対立的な作用は、久留島氏の著作においては勿論とらげられている。しかし、氏においては、必ずしもこの点の叙述が十分であるとはいえないのではないだろうか。氏は、一方の側面——資本主義的生産関係への土地所有の従属・適応の側面——を重視し、価値法則や剰余価値法則に対する地代の適合の側面を強調しているが、もう一方の側面——対立的作用の側面——については、必ずしも『資本論』の意図が十分に展開されつくしていないように考えられる。実際また、この点を十分に展開することによって、土地国有化の意義も、はじめて、より完全により積極的にとらえることができるものというべきであろう。

4

氏は、本書の「第二編 絶対地代」の補論のところ、「資本主義的地代の発生史」をとりあげ、『資本論』におけるこの問題についての叙述を要約・紹介しているが、そのなかで、過渡的地代形態の1つとしての「農民的分割地所有」についての簡単な紹介を行なっている。だが、この「農民的分割地所有」をめぐる、すでに、わが国においては種々の論争が行なわれている。⁽⁴⁾「農民的分割地所有」のもとでは、農産物の価格や地代や土地価格は、いかにして、どこに定まるのか、また、「農民的分割地所有」が過渡的地代形態であるとされる場合に、その過渡的であることの意味はどこにあるのか——等々の問題が、それである。このような「農民的分割地所有」のもとでの経済法則やその過渡的性格についての研究が非常に重要な現代的意義をもっていることはいうまでもない。第2次大戦後の農地改革によって広汎に創出された自作農的土地所有(零細土地所有)は、今日、内外の独占資本、

(4) 農民的分割地所有の過渡的性格とそのもとでの経済法則などについては、次の諸論稿がある。例えば、柳田民蔵『農業問題』<『柳田民蔵全集』第3巻, 改造社, 1935年>, 石渡貞雄『農民分解論』有斐閣, 1955年, 栗原百寿『農業問題の基礎理論』時潮社, 1956年, 平田清明『分割地所有と地代範疇』<山田盛太郎編『変革期の地代範疇』岩波書店, 1956年>, 栗原百寿『農業問題入門』有斐閣, 1961年, 小川浩八郎『農業経済の基礎理論』青木書店, 1961年, 白川清『農業経済の価格理論』御茶の水書房, 1963年, 山岡亮一『農業経済理論の研究』有斐閣, 1964年, 花田仁伍『資本蓄積と農産物価格問題』<吉村正晴・都留大次郎編『経済発展と小農法則』御茶の水書房, 1965年>, 井上周八『農業経済学の基礎理論』東明社, 1967年, 花田仁伍『小農経済の理論と展開』御茶の水書房, 1971年, 山雪会編『現代農業と小農問題』(山岡亮一還暦記念)有斐閣, 1972年。

国家独占資本の搾取強化のもとで、破壊されつつある。他方、革新的な陣営では、労農同盟のより一層の強化という観点から、破壊の一途を辿りつつある自作農的土地所有（零細土地所有）を、いかなる方向において、いかなる方法と段階を通して、止揚・解決すべきであるかが真剣に検討されている。この検討のためには、かつて資本主義の成生・発展期に存在した「農民的分割地所有」の歴史的に過渡的な性格が明確にとらえられ、それとの対比のもとに今日の自作農的土地所有（零細土地所有）の本性が把握されなければならないであろう。また、周知のように、今日、内外の独占資本・国家独占資本の支配のもとで、農業生産物の価格は著しく安いのに反して土地価格は著しく高く、大多数の農民経営は破壊せしめられ、その再生産は不可能になってきている。そこで、今日の農業生産物の低下や土地価格の騰貴の法則性を正しく認識するためにも、かつての「農民的分割地所有」下の経済法則の正しい把握が望まれるのである。すでに、わが国では、第二次大戦後、「農民的分割地所有」の過渡的性格や経済法則をめぐって論争が行なわれているが、農民的分割地所有に言及するのであれば、これらの論争に対しても立ち入って、見解を提出すべきであり、またしてほしかったと思うのである。今後氏の教示が期待されるところである。

5

本書では、地代理論における最大の論争というべき「虚偽の社会的価値」に関する論争かとりあげられている。氏は、市場価値法則と差額地代の関連を理論的に整理し、市場価値は競争によって作り出されること、それは一般に中位の平均的条件のもとで生産される商品の個別的価値によって決定されること、ただ農業では、土地経営の独占の存在のために、市場価値は、特殊な規定を受け、劣等地の個別的価値によって決定されるとのべているが、これはもちろん正しい指摘であるといわなければならない。このような理解の上に立って、二木保幾氏や向坂逸郎氏や白杉庄一郎氏らの見解を批判していることも正しいというべきであろう。しかし、なお、次の諸点に関して若干の問題点を提出せざるを得ない。(1)氏は、「虚偽の社会的価値」を「強められた労働」の概念にもとづいて把握する考え方を誤りであるとして退け、その根拠として、「強められた労働」は、その原因が資本にある場合の例外的生産力をもつ労働に関するものであるからであるとしている。そして差額地代に転化するべきものとしての超過利潤は、資本からではなくて、自然的豊度の利用と結びついた「労働の自然発生的生産力の増大」から発生するのであって、そこに「虚偽」であることの根拠があるとしている。そして、氏は、「強められた労働」説をとる山田勝次

郎氏や井上周八氏の見解を批判している。だが、一步すすんで、「労働の自然発生的生産力の増大」から生ずる場合には、労働が「強められた労働」としてはあらわれ得ない、評価され得ないということ自体の立ち入った根拠は、本書においては、必ずしも明確で説得的であるとはいいがたいように思われる。例外的生産力が資本そのものから生ずるか自然的豊度と結びついた例外的生産力から生ずるかの相違は、そのものとしては、価値法則と何ら関係がないという反論もまたあり得ると思うのであるが、いかがであろうか。(2)「虚偽の社会的価値」の部分「強められた労働」によって説明し得ないとすれば、この超過利潤部分は、どこにおいて生産されるものとすべきであろうか。すなわち、差額地代の「源泉」の問題である。それは、農業内部において生産されたものであるのかそれとも農業外部で生産されたものであるのか——この点の検討が氏の著作では与えられていないように思われる。もしも、それが、「強められた労働」によって生産されるのではないとすれば、このことは、それが農業外部において生産されることを意味することになり、すなわち、この「虚偽の社会的価値」は価値が流通の経路を^①通って農業内部に流れこんでくることによって形成されることになり、こうして結局は、不等価交換の存在を、したがって、価値法則の破綻を結果することにはならないであろうか。——このあたりの疑問点をいかに整理すればよいであろうか。(3)さらに同じことであるが、氏の著作では、この「虚偽の社会的価値」の部分は農業労働者の搾取によって得られたものか、農業外部の労働者を搾取することによって得られたものであるかの問題の^②解明がなされていないように思われる。わが国で「虚偽の社会的価値」論争がはじまった時に、その問題意識の1つは、この問題の^③解明にあったのであって、この点に関して、氏の積極的な見解の表明を期待する次第である。

「虚偽の社会的価値」の問題を解明するためには、いうまでもなく、マルクスが^④いっている価値や価値法則、市場価値や市場価値法則に立ち入って、それらを体系的・全体的に考察し整理することが、必要な理論上の前提となるであろう。やや迂遠ではあるが、この点の徹底的な考察・整理をしないでは、「虚偽の社会的価値」についても決定的な結論は引

(5) 向坂逸郎氏は、例えば、「この部分は、農産物の交換を通じて社会に生産されてある剰余価値の上に参加分を要求する」(向坂逸郎『地代論研究』改造社, 1948年, 27ページ)とのべて、それは、農業外部の労働者の搾取によるものとし、山田勝次郎氏は、例えば、地主が流通を通して労働を搾取するというのはマルクス主義とは無縁のものであるとのべている(山田勝次郎『地代論論争批判』同友社, 1948年)。

き出せないものと思われる⁽⁶⁾。

(6) 「虚偽の社会的価値」は、市場価値や市場価値法則の解明を前提としてのみ解明し得るものであることはいうまでもない。氏の教示を期待する意味で、この点について、ごく簡単にのべておくことにしよう。

(イ) 商品生産が行なわれているところでは、個々の商品は、その生産に現実投下された労働時間によってではなくて、共通なものとしての価値、すなわち社会的価値、すなわち市場価値によって売られる。

ところで、ある商品の市場価値は、その商品を一分子として含んでいる同種の商品大量のすべてを生産するのにあたって社会的に必要とされた総労働時間によって決定される。いいかえれば、それは、その商品大量のすべてを生産するのにあたって、与えられた技術的な条件のもとで、技術上必要とされた総労働時間によって決定される。(ここで、商品大量が市場価値の規定にとって重要であることはいうまでもないであろう。なぜなら、ブルジョア的生産ははじめから商品大量の生産なのだから。)すなわち、ある商品の市場価値は、その商品大量のすべてを生産するのに必要とされた総労働時間を、その商品大量の全量で割ったところで決定されるのである。それは、この商品大量の生産に優等な生産条件、標準的な生産条件、劣等な生産条件の三者が参加しているとすれば、一般的には、標準的な生産条件のもとで技術上必要とされた個別的労働時間とはほぼ一致するであろう。

ある商品の市場価値が、それを生産するのにあたって社会的に必要とされた労働時間によって、つまり、それを生産するのにあたって技術上必要とされた労働時間によって決定されるということは、市場価値は、それが実際に市場に登場する以前に、すでに生産過程において事実上あるいは抽象的に成立しており、すなわち、生産されているものであることを意味している。この事実上あるいは抽象的に生産過程において成立し、生産された市場価値は、市場における長期にわたる競争を介して、つまり、長期にわたる需給関係や市場価格の変動を介して、はじめて自己を実現し、商品の交換と再生産の基準として作用するのである。(競争が市場価値を作り出すということは、市場価値が競争においてはじめて生み出されるという意味ではなくて、すでに生み出された市場価値が競争を通して実現されるという意味に解すべきであろう。)

(ロ) 農業においても、それが商品生産として行なわれているところでは、農業生産物商品は、その生産に現実投下された労働時間によってではなくて、共通なものとしての価値、すなわち社会的価値、すなわち市場価値によって売られる。そして、ここでも、この市場価値は、その商品大量のすべてを生産するのにあたって社会的に必要とされた総労働時間によって、つまり、与えられた技術的な条件のもとで技術上必要とされた総労働時間によって決定される。

しかし、ここでは、土地の有限性のために、すなわち、土地の上での経営的独占——土地の上での私的生産——という事情の存在のために、商品大量のすべてを生産するためには最劣等地の利用が社会的にみてどうしても必要不可欠である。したがって、商品生産という事情のもとでは、市場価値は、この最劣等地のもとで個別的に必要とされたより大きな労働時間によって、すなわち、最劣等地のもとで技術上必要とされたより大きな労働時間によって決定されることになる。商品生産とい

6

差額地代論の領域では、差額地代第2形態の展開と関連して、いわゆる「マルクス方式」

事情のもとでは、もし市場価値が標準的な条件のもとで必要とされた個別的労働時間によって、つまりそのもとで技術上必要とされた労働時間によって決定されるとすれば、最劣等地の利用は不可能となるであろうからである。すなわち、ここでは、最劣等地のもとで生産するにあたって個別的に必要とされた労働時間、そこで技術上必要とされた労働時間が、土地の上での私的生産と商品生産という人為的な資本主義制度によって歪曲されて、商品大量のすべてを生産するのにあたって社会的に必要とされた労働時間、つまり、技術上必要とされた労働時間となるのである。

(いうなれば、ここでは一の弁証法的な転換——標準的な生産条件が特殊なものとなり、特殊な生産条件が標準的な生産条件になるという転換が行なわれるのである。)

しかしながら、この場合といえども、市場価値が、たとえ最劣等地に特殊化されたとはいえ、生産にあたって必要とされた労働時間によって、つまり、生産にあたって技術上必要とされた労働時間によって決定されるということは、それが市場に実際に登場する以前に、農業の生産過程においてすでに事実上あるいは抽象的に成立しており、すなわち、生産されているものであることを意味している。ここでも、市場における競争は、この市場価値を実現させるといふ機能を演ずるのである。

(ハ) 一般の商品の場合には、その商品大量の市場価値の合計は、現実には生産において投下された労働時間の合計と一致している。しかし、農業では、市場価値が最劣等地のより大きな個別的労働時間によって決定されるのであるから、商品大量の市場価値の合計は、現実には生産において投下された労働時間の合計を上まわっている。(いうまでもなく、この上まわっている部分こそは、差額地代の源泉としての農業に特有の剰余価値をなすものである。)すなわち、農業では現実によりすくない労働時間の投下が行なわれながら、より多くの市場価値が生産過程において成立し、生産されているのである。このことは、結局、農業では、現実には投下された労働が「強められた労働」として作用するものであることを示している。つまり、農業では、現実には投下された労働が、他の生産部門にくらべて、同一時間内により多くの価値を生産するものであることを示している。このことは、いいかえれば、この上まわっている剰余価値の部分、農業労働者の労働を搾取することによって得られるものであるということになるであろう。

(ニ) 農業では、商品大量の市場価値の合計は、その現実には投下された労働時間の合計を上まわっているが、このことは、明らかに、生産にあたってたんに純粋に(もちろん純粋にといってもあくまでも相対的な意味においては)技術上必要とされた労働時間にくらべて、より多くの労働時間が技術上必要であるとみなされていることを示している。すなわち、それは、さきにもたように、土地の上での私的生産と商品生産という人為的な資本主義制度という事情のために歪曲されて、より多くの労働時間が技術上必要であるとみなされていることを示している。このような意味において、この上まわっている部分は「虚偽の社会的価値」とよばれるのである。「虚偽の社会的価値」は、資本主義制度のもとでは社会は過分の労働時間を

と「エンゲルス方式」との相違をめぐる問題が提起されている。すなわち、(1)マルクスは、優等地において生産性の低下する追加投資が進行する場合に、最終投資が単独で平均利潤を得るところで、つまり、最終投資の個別的生産価格が一般的生産価格と一致するところで追加投資は止むとしているのに対して、エンゲルスはそこでの投資が全体として平均利潤を得るところまで、つまり、そこでの個別的平均生産価格が一般価格と一致するところまで投資は行なわれるものとしている。(2)また、優等地において生産性の低下する追加投資が行なわれて最劣等地にも差額地代が生じ得る場合があり得るが、その場合にマルクスは、優等地の最終投資の個別的生産価格が一般的生産価格を決定するとしているのに対して、エンゲルスは、既得の地代を含めての個別的平均価格が一般的生産価格を決定するものとしている、(3)そうして、このようなマルクスとエンゲルスの考え方における違いを整理してみると、結局、生産性の向上する追加投資の場合には「エンゲルス方式」が、生産性の低下する追加投資の場合には「マルクス方式」が妥当するとすべきである、⁽⁷⁾ というものである。差額地代第2形態論の展開をする場合には、当然に、この問題がとりあ

農業に対して乱費しなければならぬことを、すなわち、資本主義的農業制度の不合理性・欠陥を、あらわしているといわなければならないであろう。いうまでもなく、このような農業における資本主義制度の不合理性・欠陥は、土地の上での私的生産と商品生産の終局的な止場としての土地の全人民的所有への転化によって、最終的に死滅することになる。

- (7) このような問題提起と見解の提出は、最初田代隆氏によって、ついで、常盤政治氏によってなされたものである(田代隆『差額地代第二形態に対する疑問』<『農業経済研究』27巻2号, 1955年7月>, 常盤政治『農業における調整的生産価格の『限界原理』と『平均原理』——差額地代第二形態論の一考察』<『三田学会雑誌』52巻4号, 1959年4月>)。

ここで、この問題に対するわれわれの見解をのべておくことにしよう。

- (イ) 差額地代第2形態論においても、マルクスとエンゲルスの間には根本的な意見の対立はないこと。両者ともに、土地所有が独自の役割を演じていないような事情のもとでは、優等地における生産性低下の追加投資は、そこでの個別的平均生産価格が一般的生産価格に一致するところまで可能であること(すなわち、優等地では、そこでの諸投資が全体として平均利潤を実現するところまで投資可能であること)を主張している点で、つまり、「平均計算」の原則に立っている点で、同じ意見であったのである。
- (ロ) これに反して、土地所有が独自の役割を演ずるような事情のもとでは、つまり、地主が増加した地代をとりこんでその減額に応じないような事情のもとでは、優等地での投資限界は、そこでの最終の追加投資の個別的生産価格が一般的生産価格と一致するところに、すなわち最終の追加投資が単独で平均利潤だけをあげるようなところにおかれる。もちろん、この場合でも、「平均計算」はなされるのであって、そこでの個別的平均生産価格は、この最終投資にいたるまでの諸投資の個別的

けられるべきであらう——果して、マルクスとエンゲルスの間には根本的な相違点があるのかどうか、相違点があるとすればそれはいかなる点においてであるか、また、生産性向上の場合には「エンゲルス方式」を、生産性低下の場合には「マルクス方式」を、それぞれ対置することは正しいのかどうか、等々の。久留島氏の第2形態論は、もちろん、ほとんど完全に正しい。しかし、氏の見解の正当性を論証し、より確固たらしめるためにも、以上の問題提起に対して言及すべきではないかと思うのである。なおまた、関連して、マル

生産価格の平均によって定まる。この点でも、マルクスとエンゲルスの間には何らの意見の相違もない。

(ハ) 以上の(ロ)のような事情のもとで、需要をみたすためにこの優等地にさらに生産性の低下する追加投資をしなければならない場合には、明らかに一般的生産価格は騰貴するであろう。(この場合には、この優等地が一般的生産価格を調節し、したがって、最劣等地には差額地代が生ずることになる。)しかし、このことは、この新たな追加投資の個別生産価格が一般的生産価格を調節することを、つまり、この投資分が単独で平均利潤を要求することを何ら意味しない。なぜなら、そうだとすると、この追加投資によって、農業資本家は平均利潤とそれをこえる既存の差額地代を得た上に、余分の超過利潤を得ることになってしまうからである。この点では、明らかにマルクスの計算は誤りである。そこで、この場合にも、エンゲルスは「平均計算」の原則を適用し、既存の地代のほかにこの最終の投資分を含めたすべての投資が全体として平均利潤を得ればよいのであるとしてマルクスの誤りを訂正した。与えられた条件(たとえば、この優等地は1エーカーしかないこと、穀物に対する需要の増加は1クォーターだけであること、などの)のもとでは、明らかにエンゲルスの訂正は妥当であって、ここにもかれの地代理論における功績があらわれているといわなければならない。

(ニ) なお、以上の問題と農業生産物における一般的生産価格の規定に関する法則とを混同してはならないであろう。この場合には、標準的一般的にみて、調節地(最劣等地)でどの程度に追加投資が普及しているかが重要な要素となる。すなわち、最劣等地における単位面積当りの投下資本額が、標準的一般的にみて、どの水準にあるかが問題になる。たとえば、最劣等地において単位面積当たり5ポンドの投資が行なわれていたところへ、需要が増加したために生産性低下の追加投資5ポンドがなされるとしよう。この場合に、もし、この追加投資がまだ標準的一般的でなく、すなわち、単位面積当りに5ポンドを投下するのが一般的であるとすれば、当然に、追加投資の個別生産価格が一般的生産価格を調節するであろう。しかし、この追加投資が最劣等地において普及し、すなわち、最劣等地では単位面積当りに5ポンド+5ポンド=10ポンドの投資額が標準的で一般的なものとなれば、この最初の投資と追加投資の各個別生産価格を平均した価格=個別の平均生産価格が一般的生産価格を調節するであろう。もちろん、ここでも、土地所有の法則のもとでは、事態は若干修正されるであろうし、それにともなって、最劣等地にも差額地代が発生・固定化せしめられるということになるであろうが。

クスは、優等地に生産性低下の追加投資が行なわれて最劣等地にも差額地代が生ずる場合において、優等地の最終投資の個別的生産価格が一般的生産価格を調節するとしているが、これについて、エンゲルスは、「これもまた完全に正確には計算されていない」とのべて、上述のような考え方を置いている。しかるに、久留島氏は、エンゲルスのこの改善の方をではなくて、依然として、マルクスの考え方にしたがっているのであるが、この根拠を明らかにすべきではないかと考えられる。

7

以上のほかにも、なおわれわれの希望をいえば、今後さらに、氏に議論の展開を願わなければならないいくつかの問題点が含まれているように思われる。例えば、絶対地代については、絶対地代は土地の等級から独立したものであるのかどうか⁽⁸⁾、また、それと関連して、『資本論』の第六篇の「第45章 絶対地代」の冒頭における算式の解釈の問題等があるが、これらの論争にも言及すべきであろう⁽⁹⁾。また氏は、最劣等地にも生ずる差額地代のところで「土地所有の介入が一つの重要な成立要件となる——その場合、土地所有は『相対的制限』として作用する——点において、従前の差額地代に対比される。と同時にこの地代が差額地代から次の絶対地代への移行において占める重要な位置に注目しなければならない」といっているが、この「重要な位置」とはどういう意味であるのかについてもっと詳論すべきであろう。大内力氏は、差額地代から絶対地代への論理の移行を重視し、土地

(8) 絶対地代が、土地の等級に応じて異なるとする見解としては、例えば、Karl Kautsky, *Die Agrarfrage; Eine Übersicht über die Tendenzen der modernen Landwirtschaft und die Agrarpolitik der Sozial-demokratie*, Stuttgart, 1899, Verlag von F. h. w. Dietz Nacht, S. 167. カウツキー、向坂逸郎訳『農業問題』岩波書店、1961年、大内力『地代と土地所有』東京大学出版会、1958年、日高晋『地代論研究』時潮社、1962年。なお、われわれは、この問題については、単位面積当りの投下資本額が等しい限りで、絶対地代は土地等級にかかわらず同額であると考え。現実には、優等地ほど追加投資の余地が大きく、したがって、それに応じて絶対地代も大きい、ということになるであろう。

(9) この問題については、次の文献にその詳細な論点の紹介・検討が行なわれている。井上周八『地代の理論』理論社、1963年、270—312ページ。

所有がその中間の媒介項をなす, という誤った見解を主張しているが,⁽¹⁰⁾ 氏の上記の主張がそのような大内氏の考え方とどのように違うのかについてもっとのべてほしかったと思うのである。また、氏は、絶対地代の成立条件として、農業資本の有機的構成が社会全体の平均的構成よりも低位であることと土地所有の私的独占とをあげているのであるが、ではそもそも絶対地代存在の原因は何なのであろうか。(いうまでもなく、原因なくして絶対地代は存在し得ない。)絶対地代の条件は農業資本の有機的構成の相対的低位性であるにしても、その原因は土地所有の私的独占にあるのではないかと思われる。この当りの問題についても氏の見解を伺いたく思うのである。さらに、これも氏のすぐれた業績の中ではごく小さい問題であるが、全人民的所有は個人的所有 (individuelle Eigentum) を生み出すというマルクスの規定をいかに解釈すべきかという問題である。すなわちマルクスは、『資本論』において、『資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式は、したがってまた資本主義的私有も、自分の労働にもとづく個人的な私有の第一の否定である。しかし、資本主義的生産は、1つの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす、それは否定の否定である。この否定は、私有を再建しはしないが、しかし、資本主義時代の成果を基礎とする個人的所有をつくりだす、すなわち、協業と土地の共有と労働そのものによって生産される生産手段の共有とを基礎とする個人的所有をつくりだすのである⁽¹¹⁾』といているが、この「個人的所有」についての解釈の仕方である。氏は、この「個人的所有」に関する石見尚氏の解釈に賛意を表しているように思われる。すなわち、「マルクスがここで資本制的な私的所有を否定した所有を『国家的所有』と一言もいっていないことに注目しなければならない。資本制時代に獲得された協業、土地および労働そのものによって生産手段の共有を基礎とする『個人的所有』になると明記しているのである。ここにいう『個人的所有』は、原文によるとマルクスは das individuelle eigentum と云う言葉を用いている。その点の意味は、個々に持分が確定しており、管理権があるということであろう。私的所有には das privateigentum を用い、それと使い分けているように、資本制的生産によ

(10) 大内力『地代と土地所有』東京大学出版会, 1958年, 207-224ページ。大内氏は、差額地代の展開を通して資本が土地所有を措定し、さらにこの土地所有を前提として絶対地代の展開が可能になるものとしている。この見解が正しいとすれば、資本主義のもとでは土地所有(土地の私的所有)は必然的で不可避的であって、土地の国有化はあり得ないという結論が生ずる。実際、氏は、そのようなことをこの著作のなかでいっている。

(11) *Werke*, Bd. 23, 1962, S. 791. 『マルクス=エンゲルス全集』第23巻第2分冊, 1968年, 995ページ。

すでに否定された個人的な私的小所有の復活を意味するわけではない。協同生産者達の個人的持分が尊重され、しかも共同して自治的に管理することを意識しているのである⁽¹²⁾という石見氏の解釈に対して、久留島氏は、「石見氏の『個人的所有』規定も、さきの『全人民的の所有』と同じものと考えてよいであろう」とのべている。しかし第1に、マルクスがここで『個人的所有』についてのべようとしたことの内容は、そのようなものではないのではななかろうか。ここでは、生産手段の社会的所有への転化にともなって、消費手段に対する個人的所有が確立されるということのをべたものであって、決して協同生産者達の個人的持分が尊重されるという意味ではないと思われる。事実、マルクスは、『資本論』の別の箇所で、「この結合体の総生産物は、1つの社会的生産物である。この生産物の一部分は再び生産手段として役だつ。それは相変わらず社会的である。しかし、もう1つの部分は結合体成員によって生活手段として消費される。したがって、それは彼らのあいだに分配されなければならない⁽¹³⁾」⁽¹⁴⁾といっているが、この文章は上記の文章と完全に一致するものである。第2に、協同生産者たちの「個人的持分」が尊重されるということ自体は、果して正しいであろうか。「個人的持分」は、高度に発展した共産主義的生産関係の本質——生産手段の社会的所有から、どのような論理的道すじをたどって必然的なものとして出てくるのであろうか。われわれの理解によれば、「個人的持分」が尊重されるというのであれば、これは、事実上、生産手段の個人的所有、個人的占有を意味することになり、したがって、高度に発展した共産主義的生産関係、そこでの生産手段の社会的所有への転化ということ自体が、根底からくつがえされてしまうと思うのであるがどうであろうか。

(12) 石見尚『土地所有の経済法則』未来社、1966年、248ページ。

(13) *Werke*, Bd. 23, S. 93. 『マルクス=エンゲルス全集』第23巻第1分冊、1970年、105ページ。

(14) エンゲルスは、『反デューリング論』のなかで、この「個人的所有」について次のような明確な解釈を下している。「この文章は、社会的所有にはいるのは土地その他の生産手段であり、個人的所有にはいるのは生産物すなわち消費対象である、ということの意味する。」(*Werke*, Bd. 20. 1962, S. 122. 『マルクス=エンゲルス全集』第20巻、1969年、137ページ)。かれはまた、次のようにいっているが、これは本文中で引用したマルクスの文章の内容と完全に一致するものである。「今日の生産力をそのついに認識された本性にしたがって取り扱うようになれば、社会的な生産の無政府状態に代わって、現代の生産手段の本性そのものに基礎をおく生産物の取得様式が現われる。すなわち、一方では、生産を維持し拡大するための手段としての直接に社会的な取得、他方では、生活・享楽手段としての直接に個人的な取得とが現われる。」(Ibid, S. 261. 同上書、288-289ページ)。

363 久留島陽三著『地代論拙究』(ミネルヴァ書房, 1972年刊) を読んで — 147 —

以上において、氏の著作に対するわれわれの率直な感想を申しのべたのであるが、しかし、このことは氏の業績がすぐれたものであり、氏の主張が基本的には正しいものであることを何ら否定するものではない。——最後にこの点をくりかえし強調しておくことしたい。